

真宗排耶論に関する一考察——超然と月性を中心として——

岩 田 真 美

はじめに

幕末維新期における仏教界は、幕藩体制の崩壊と新たな国家形成過程に伴う政治諸勢力の対立と共に、キリスト教の興隆と排仏思想の横行によって危機的状況にあった。幕府の鎖国政策が崩壊しはじめた幕末から維新期にかけて、聖書をはじめとする多くのキリスト教書が流入し、開国後には宣教師達が続々と来日して日本各地での伝道を開始した。これによって、仏教界は急速に危機感を強め、盛んに排耶活動が繰り広げられた。

このような仏教界にあつて、排耶活動に最も意欲的に取り組んだのは真宗教団であつた。排耶活動の一環として、この時期、真宗からは最も多くの排耶論が著されている。この時期の真宗排耶論の特徴は、護法・護国・排耶の三つの意識が一体となつて排耶論を形成したが、柏原祐泉氏は、このうち月性の『仏法護国論』は「護法が護国・防邪と一体であることが、もつとも端的に説かれている。」と指摘しており、真宗排耶論の特徴を考える上でも重要であると考

えられる。『仏法護国論』は、本願寺法主広如の諮詢に依えて、月性が時事問題に関する意見を『護法意見封事』として献じたもので、後に『仏法護国論』と題されて本願寺から刊行されたものである。

私は月性が宗学者としてではなく、主に勤王・海防の実践面で著名であつたことから、『護法意見封事』を著す際に、月性に思想的影響を及ぼした宗学者の存在があつたのではないかと考え、その宗学者とは広如に月性を推挙した超然ではないかと考える。とくに超然が月性への送書として書いた『護法小品』は、海原徹氏が「護法が護国につながる理由を一層鮮明に説いたものであり、さまざまな発想や言葉遣いがほとんどそのまま月性の主張となつている。」と指摘されていることから、超然の思想的影響が考えられる。よつて当論文においては、超然『護法小品』と、月性『仏法護国論』の原本である『護法意見封事』を取り上げ、両者の思想的関連性を検討すると共に、真宗排耶論の特徴や、真宗教団が最も意欲的に排耶活動を展開し得た理由についても明らかにしたい。

一 真宗における排耶論

排耶論とは広義ではキリスト教に対する批判、反対の思想であり、狭義では江戸時代から明治時代にかけて仏教、神道、儒教、科学思想などの立場からキリスト教を排撃するためになされた立論である。排耶論の「耶」はイエスの中国語表記である耶蘇からきており、かつてはキリスト教も耶蘇教といわれた。キリスト教のうちカトリシズムを天主教、プロテスタンティズムを耶蘇教と呼んだ場合もあるが、排耶論という場合の耶蘇教はキリスト教全体を指している。^③

幕末維新期における排耶論は、仏教の立場からのものが最も多い。仏教側でキリスト教を敵視し防御に努めたのは、江戸時代を通してキリスト教が邪教とされ、宗門改め制によって仏教教団が邪教禁遏の政治的責任を担っていたためであり、その宗門改め制が教団の基本構造である檀家制度を支えていたためであった。またそれは江戸幕府の崩壊と明治新政府の成立という維新期の政治変動の中で、キリスト教の勃興に直接対決することにより、新しい歴史への参画の途を見出すための必死なる努力を示すものでもあった。このような状況下で盛んに排耶活動を展開した仏教界にあつて、最も意欲的に排耶活動に取り組んだのは真宗教団であつた。真宗が特にキリスト教問題に敏感に働きかけたのは、柏原祐泉氏の指摘によると、少なくとも三つの根拠があるといわれている。^④ 第一点として、真宗の弥陀一仏に帰依する一向性と、キリスト教の唯一神信仰との外見的類

似性の問題があり、切支丹と真宗との類似論は、真宗非難の恰好の武器として、幕末から維新期にかけてはかなり一般化して真宗を刺激していた。第二点として、幕末のキリスト教流入に対し、それを防ぐことは仏教全般に共通する時代的な防邪意識から当然なされたものであつたが、特に他宗のような寺領など全く持たず、全教団の経済生活が専ら檀家組織に依存していた真宗にとっては、檀家制度の維持に利害関係が複雑にからまつていた。第三点として、幕末のキリスト教が科学的宇宙観^⑤ 地動説と結びつき、それによって仏教的宇宙観^⑥ 須弥山説を否定した事情があり、実態的な形で地獄極楽思想を説いていた真宗にとっては大きな打撃となつたという三点が指摘されている。

では真宗教団は実際にどのような排耶活動を行っていたのだろうか。ここでは幕末維新期における西本願寺教団のキリスト教対策について概略しておきたい。

西本願寺の僧侶養成機関であつた学林においては、まず安政五年（二五八）に、学林の知事であつた一空・大麟と兼主議の月将が本山に対して願書を出し、キリスト教の流入や排仏が横行していることに對して、今こそ真宗は真俗二諦の宗風を以つて活躍すべきときであるから、所化一同に護法の志を勧めるよう取締りの達書を下付して欲しいと願ひ出ている。^⑤ しかしながら、この願書を受け取つた本山側は、公儀より何の通達もない現段階において、達書を下すのは時期尚早であるとして、この時点では学林の申し出を退けてい

る。^⑥ また学林は文久元年（一八六二）五月にも再び本山に対して建白書を出し、キリスト教の流入に対する危機感と、その対策を立てる必要性を訴えている。翌年の文久二年（一八六二）には、学林は本山と協議した上で、キリスト教対策のために漢訳の『新旧約全書』、『英国志』八冊、『聯邦志略』二冊を購入している。^⑦ この頃から学林においては、キリスト教や西洋文化についての研究が活発化していったとみられ、この時期から明治初年に至るまでに最も多くの排耶書が刊行されている。本山は内命として文久元年（一八六一）から針水やその弟子の良巖、淡雲等を本願寺出役として長崎に送り、ウィリアムスやフルベッキに就いてキリスト教を学ばせ、またキリスト教の動向を本山へ報告させていたが、^⑧ 明治新政府が切支丹禁制の方針を受け継ぎ、江戸幕府以上にキリスト教に対して強硬な立場を取ることが判明すると、いよいよ本格的なキリスト教対策に乗り出した。本山は慶応三年（一八六七）十一月から、学林有力者を中心に二十数名を破邪顕正用掛に任命し、キリスト教の防御と破斥に当たらせた。^⑨ また明治元年（一八六八）本山は学林に達書を下し、学林に外学科を新設している。これによって従来の宗乗・余乗の学問に加え、外学科として新たに一乗・三乗・暦学・国学・儒学・破邪学が学林に設置されることとなった。^⑩ このうち破邪学というのがキリスト教対策を研究する学科であり、これらの学科には本山から学資が支給されていた。また針水や普聞が『新旧約全書』や『釈教正謬』等のキリスト教側の典籍を講義した。^⑪

かくして積極的にキリスト教対策に乗り出した真宗教団であったが、幕末から維新期にかけて、排耶活動の動きと合わせて真宗からは数多くの排耶論が著されている。この時期に西本願寺派から刊行された排耶論について主だったものを列挙してみると、安政二年（一八五五）には超然『護法小品』、安政三年（一八五六）には月性『仏法護国論』、文久二年（一八六二）には南溪『深概十律』、元治元年（一八六四）には得聞『新撰斥耶蘇』、慶応元年（一八六五）には超然『斥耶漫筆』、慶応二年（一八六六）には超然『斥耶二筆』、慶応三年（一八六七）には宗興『無何里問答』、安慧『護法新論』、明治元年（一八六八）には超然『寒更霰語』、南溪『淮水行藏志』、『杞憂小言』、『淮水遺訣』、良巖の著と思われる『長崎邪教始末』、『耶蘇結末記』、淡雲『護国新論』、明治二年（一八六九）には佐田介石『仏法創世記』、明治三年（一八七〇）には靈山諦念『破邪宗聞記』、島地黙雷『復活新論』等が刊行されている。真宗における排耶書は、本山が本格的にキリスト教対策に乗り出し、学林にキリスト教破斥のための研究機関が設けられた明治元年前後に最も多く刊行されていることがわかる。

幕末維新期の真宗排耶論の特徴としては、排耶思想が護法・護国思想と一体化していたという点が挙げられる。一般に幕末の護国思想は欧米諸国に対する夷敵思想と表裏をなしていたが、仏教においては排耶思想が夷敵思想とそのまま一つになり、それが護法意識の中心観念となっている。護法・護国・排耶の三つの意識が一体とな

って排耶論を形成していた。これについて、柏原祐泉氏は「とくにこの場合の護法思想は、多くの実践的な政治活動に投じた、いわゆる勤王僧たちにより醸成されていたことを見逃せない。」^⑫と指摘している。真宗における勤王僧は、西本願寺派においては超然、月性、龍護、黙霖、道竜、鉄然等が著名であり、『護法小品』『仏法護国論』『深慨十律』『護国扶宗論』『護國小策』などの護法・護国・排耶が一体となった排耶書が多く著されている。このうち月性の『仏法護国論』について柏原祐泉氏は、

安政三年（一八五六）ころに刊行されてすぐに数版を重ね、長州藩をはじめひろく幕末護法家の間で指針とされたが、そこには護法が護国・防邪と一体であることが、もつとも端的に説かれている。（中略）仏教による「邪教」の防禦が、そのまま「夷狄」を近づけない攘夷に通ずることを力説した。^⑬

と指摘している。また同志社大学人文科学研究所編『排耶論の研究』においては、

「戦」「教」という二つの手段をもった西洋の日本侵略に対して「教ヲ以テ教ヲ防グ」という仏教界における排耶論の枠組みをうち立てた。それは同時に、廃仏論の高まりに対して、キリスト教排撃に仏教の活路を見いだそうとしたのであり、護法↓護国の基盤として「教ヲヨクセズンバアルベカラズ」というところから、それを仏教の革新を促したと考えれば、明治仏教の源流に位置させ得る。^⑭

と述べられており、護法が護国・防邪と一体であることが最も端的に説かれ、仏教界における排耶論の枠組みをうち立て、仏教の革新を促したと評されている。月性『仏法護国論』については、原本である『護法意見封事』を取り上げ、後に考察することとしたい。また超然『護法小品』との関係性についても後に検討するが、それに先立ち、まず超然と月性の関係を明らかにすることから始めたい。

二 超然と月性

超然^⑮は寛政四年（一七九二）十二月二十三日に近江犬上郡高宮村圓照寺に慈潮（大濤）の次男として生まれた。文化五年（一八〇八）十二月十七歳で得度、近江神崎郡福堂村覚成寺に入寺した。文化六年（一八〇九）から本願寺の学林に入り、その後晩年に至るまで懸籍している。号は虞淵、幻華、華雲閣、深慨隠士等、学林では若英と称した。慶応四年二月二十九日、七十七歳にして卒し、院号を高尚院という。生前二度にわたって司教を授けられたが、ともに辞退したため、没後にこれを贈られ、大正六年（一九一七）三月に勸学を追贈された。

超然の生家圓照寺は、先代慈航（性海）が出て以来、学匠の輩出が多く、後に初代勸学となった父慈潮も宗学に詳しかったため、超然は高宮と京都を往来して、自他宗の經論章疏を学んだ。また東本願寺や智積院の学寮、普門円通の梵曆や算術の講筵も聴講している。和歌は二十歳のころ大津の大露庵晃廷に就いて学んでいるが、後に

本願寺の宗主となった広如も同じく晃廷に就いて和歌を学んでいたため、超然はここで広如に知られることとなった。後年、超然は広如に重用され、時勢の推移と本願寺の動向について献策するところが多かったが、両者の関係がここに始まっていることは注目すべきである。

文政九年（一八二六）広如が宗主を継承すると、翌年、超然は召されて京都に滞在し、宗義不軌の徒を糺弾する役に就くこととなり、三業惑乱後の異義取締まりや学林再建に尽力した。また学林において義諦と雲幢の間に都名説別取説の論争が起こった際、超然は両者の間に入って対立を調停している。

超然は三業惑乱に関する史料を集め『反正記略』十三卷、『続反正記略』七巻を著し、その顛末を明らかにしたが、その事によって三業惑乱の後始末を行ったという意味での功績は大きい。幕末に至ってからはキリスト教排斥のために、聖書やキリスト教書を手し、てキリスト教を研究し、『斥邪漫筆』『斥邪二筆』『寒更叢語』のような排耶書を著している。このため慶応三年（一八六七）に本山がキリスト教の破斥のために「破邪顕正用掛」の役を設けたとき、本山より同用掛を任命された。

超然はその絶え間なき研鑽と、天性の穎悟とによって宗余乗の研鑽は勿論、多方面に渡り膨大な著述を残しており、その著述は八十数部三百四十巻を越えるといわれている。その学才は広如からも高く評価されており、嘉永四年（一八五二）三月には、広如の命によ

り『真宗法要典拠』の校補を任され、実弟の宏遠と共に翠紅館においてこれに従事した。安政元年『校補真宗法要典拠』三十一巻が完成したが、翌安政二年再び本山からの命を受け本書の校刻を行い、安政五年（一八五八）七月にその任務を終えた。超然が本書の校補のために滞在した翠紅館は、天保初年に西本願寺の別邸となったもので、勤王僧としても著名であった超然はここにおいて勤王の志士たちと交わり、会合を重ねていた。超然は勤王の義を唱えて、吉田松陰・高杉晋作・頼三樹三郎等の志士たちと交わり、広如に献言して本願寺に勤王の基を開いたといわれる。

月性は^⑩超然よりも二十五歳年下であり、文化十四年（一八一七）十月一日に生まれた。月性の母は周防玖珂那鳴門村遠崎の妙円寺第八世謙讓の長女尾上であり、尾上は岩国光福寺に嫁いだが離縁し、生家に帰って月性を生んでいる。妙円寺を継いだ謙讓の子周邦は月性を寺嗣としたため、月性は文政十二年（一八二九）十三歳にして得度した。字は知圓といい、号は清狂または烟溪と称した。安政五年（一八五七）五月十日、四十二歳にして卒し、その後、明治二十四年（一八九二）に正四位を追贈された。

天保二年（一八三一）三月、十五歳にして月性は郷を出て恒遠醒窓の門に入り、五年間漢籍を学び、その後、天保七年（一八三六）宗学研鑽のために佐賀善定寺不及の門に入った。九州遊学の際に長崎において巨大なオランダ船を眼前にし、強い衝撃を受けた月性は急速に海防問題に関心を寄せるようになったといわれている。天保

十四年（一八四三）二十七歳のとき、大坂町の儒者篠崎小竹の門に入ることを決意して出郷した月性は、大坂島町長光寺の叔父龍護の許に滞在し、篠崎小竹の門に入った。

翌弘化元年（一八四四）五月、月性は超然と出会うこととなる。

龍護は超然と親交があり、龍護は甥の月性を超然に紹介したことから、超然と月性はここで初めて出会っている。このとき超然は五十三歳、月性は二十八歳であり、護法の志を持っていた両者は意気投合し、年齢的には大きな隔たりがあったが、以後極めて親しい間柄となり、月性は超然を老師と呼んで終生師事した。月性が超然と出会ったことの意義について児玉識氏は、「龍護を通じて超然と知己を得たことの意義は大きい。というのは、これが月性を教団中枢へ送り込む直接のきっかけとなったからである。」^⑨と指摘しており、また海原徹氏も次の如く指摘している。

叔父龍護の幅広い交友関係のおかげで、上坂後すぐ月性は大勢の知名士と会うことができたが、そうした人びとの中で、なかなか大きな影響を受けたのは、僧超然である。天保十五年五月上旬、叔父龍護に伴われ上京した月性は、初めて超然と会った。本山家臣団の中で早くから勤王思想を唱えた松井中務と親しく、また門主広如に近く、しばしば献策する機会を持っていただけに、彼と知り合ったことは、その後の月性の活躍に大きな意味を持つことになる。^⑩

かくして弘化四年（一八四七）の春、月性は遊学を終えて帰国す

ることになったが、月性が故郷に帰るに際し、超然は自身の護法思想を書き記して『送清狂道人一序』と題し、これを月性に送っている。月性が各地の儒者や志士と交流があり、実践力に優れていることに期待を寄せていた超然は、自身の護法思想を書き記し、その実現を若い月性に託そうとしたものと思われる。この『送清狂道人一序』は、後に諸家の評を求め、安政二年（一八五五）『護法小品』の名で刊行される。

自坊に帰った月性は清狂草堂を開き、草堂において来訪の志士たちと交わり、また子弟を育成することに努めた。この時の門下生に、大洲鉄然・大楽源太郎・世良修藏等がいた。

安政三年（一八五六）七月、広如は超然の推挙によって月性を召したため、本願寺御用僧より御用の儀についての書状が届いた。その後、上京した月性は九月十三日に、超然と面会している。超然は当時編纂中であつた『真宗法要典拠』増補の掛員という名目で、月性を翠紅館に住ませ、勤王の志士との交遊に便宜を図らせると共に、御用僧教宗寺を介し、本山に斡旋して月性に学階得業を得さしめた後、広如へ提出する意見書『護法意見封事』を執筆するように取り計らっている。月性は同年十月一日『護法意見封事』を脱稿し、十月三日広如へこれを呈した。広如の信頼の特に篤かった超然が月性を推挙したが、在野の無名の僧を一挙に歴史の表舞台に押し出すこととなった。

三 超然『護法小品』の排耶思想

安政二年に『護法小品』として刊行された「送清狂道人序」は、護法活動のために京畿に約三年間滞在していた月性が弘化三年（一八四六）帰国することになり、超然が自身の護法思想を書き記し、月性に送ったものである。「噫吾老矣、加以僻處寡交、不能償區區護法之志、道人鼎富春秋、銳意乎護法、須內專攻吾學、夙夜不懈、外廣交鉅儒碩師、和洽切劘、逾長聞見」とあることから、超然は自身の護法即護国の理想の実現を若い月性に託し、各地を周旋して儒者と仏教との間を和合に導き、護法を實踐して欲しいとの思いが込められていたことが分かる。

この『護法小品』と『護法意見封事』との関係性について海原徹氏は、「弘化三年十月、帰国する月性への送序としてかかれた『護法小品』は護法が護国につながる理由を一層鮮明に説いたものであり、さまざまな発想や言葉遣いがほとんどそのまま月性の主張となっている。」と指摘している。ここでは月性の『護法意見封事』に影響を与えたとされる超然の『護法小品』を取り上げ、その内容について検討したい。

『護法小品』においては超然の護法思想が述べられているが、超然のいう護法とは日本進出を窺い狙っているキリスト教を排斥することをテーマとしている。まずキリスト教が邪教である理由について超然は、

西洋之為_レ教、分_レ貨施_レ藥、託_二天主之仁_一、以為_二拓土之餌_一、故西洋諸国、恒侵_二伐他州_一、方今印度等地、割裂為_二俄羅斯英吉利諸国_一所併、職此之由、所_三以為_二邪教_一在_二于茲_一②

と主張する。キリスト教は天主（神）の恵みであると託けて、人々に財貨を与え、それを餌食として人々の心を惹きつけた後に、その国を西洋の植民地としており、キリスト教と軍事的侵略は一对のものとして機能している点を指摘する。

これに對して、仏教が正教である理由については次の如くいう。

夫佛法東漸也、從_レ梵而漢、從_レ漢而漸至_二皇国_一、所在人主大臣崇尚、以覃_二民間_一、而有_二真俗二諦之說_一、輔_二翼其国政_一、以正_二風俗_一、此其所_三以兼_二人天乘_一也、固非_二化_レ漢為_レ梵、化_レ和為_レ漢、是以佛之与_二儒及神道_一、可_三以和會而并行_二於皇国_一、所_三以為_二正教_一在_二于茲_一③

ここで超然がいう仏教とは特に真宗のことを指しているが、真宗は専ら来世的事柄に関わる宗教と受け取られ、排仏論の矛先とされることが多かったが、そうではなく、真宗の教義には真俗二諦説があり、「皇国」のために役立つ、有用な教えであることを説く。また仏教は儒教や神道と並んで古くから日本において行われてきた宗教である点を強調する。これについてはさらに、「瑞穂之國、三道鼎立、各為_二正法_一、庶幾内省_二兄弟閥_一牆之刺_一。外禦_二西洋覬覦之侮_一。可_三以為_二萬世鎖國之法_一矣。」と述べられており、神儒仏の三教は古来より正教として受け継がれてきたが、現状においては、神道や儒

教は排仏論を唱えて仏教を攻撃し、三教は互いに争っている。今はそのような時ではなく、三教は一致して、西洋の侵略から皇国を護らなければならないとし、尊王攘夷を主張する。

超然は仏教には真俗二諦の説があり、皇国のために有用であることを説きながらも、仏教界の現状について次の如く批判している。

「悲夫佛法中、八宗既乏²⁶德行器識以堪護法之人²⁷、而排佛之儒輩出、法運日衰、加之蠻學之徒崛起」今日の仏教界には護法に従事できるような器の者は乏しく、法運は墮落の一途をたどっている。

これによつて儒者は排仏論を唱えるようになり、西洋の学問やキリスト教の徒が興隆するようになった。それは今日の仏教界が墮落していることに原因があると指摘する。つまり護法即護国のためには、まず仏教界の現状を改めることが急務であることが知られる。そしてキリスト教と対決するためには、孟子の「天の時は地の利に如かず地の利は人の和に如かず」²⁸を用いて、民心を一つにして、西洋の教や侵略を防ぎ、皇国を護るべきことを主張する。また「拙堂策中、有²⁹結³⁰民心³¹藉³²仏法³³之説³⁴、亦獲³⁵我心³⁶」と齋藤拙堂の説を載せていることから、西洋の教と侵略から民心を一つにして皇国を護るためには仏教の力が必要であることを説く。超然のいう護法とは、キリスト教を排斥することをテーマとしているが、排耶論は護国論と一体となり、またそれは尊王攘夷論へとつながっている。

四 月性『護法意見封事』の排耶思想

月性が広如の諮詢に應えて献じた『護法意見封事』は、夷狄の脅威が増大しつつある今、本願寺を中心とする我々仏教徒は何をなすべきか、真宗の教義をいかにして役立てるのかといった時事問題に関する意見書である。月性が宗主に呈した『護法意見封事』は、安政三年（一八五六）に『仏法護国論』として本願寺から刊行されており、その後、全国一万余寺に頒布されることとなる。しかしながら、この『仏法護国論』に記載されている内容は月性が記した『護法意見封事』の全文ではなく、本願寺側が刊行する際に、その一部を削除したり、また多少改作したと思われる部分がある。『護法意見封事』は仏教界の墮落を痛烈に批判し、護法・護国・排耶のためにはまず宗門を改革すべきことが重要な部分であったが、『仏法護国論』においてはそれらの部分が削除されている。従つてここでは原本である『護法意見封事』を取り上げ、あわせて『護法小品』との関係性も検討したい。

まず『護法意見封事』における月性のキリスト教観は、次の箇所に表れている。

彼等ノ諸夷人ノ国ヲ取ルヲ察スルニ二術アリ。何ソヤ曰ク教ナリ戦ナリ、戦ヒヲ以テスルハ止コトヲ得ザルニ出デ彼モ亦甚ダ好ムトコロニアラズ、教ヲ以テスルハ先ズソノ国ノ人心ヲ攬ルナリ。人心ヲ攬ルニ術アリ厚利ヲモチテ是ニ啗ハシム妖教以テ

是ヲ監シソノ術キハメテ機巧ナリ、故ニ他邦人コレガ為ニ誘惑セラレ遂ニソノ属国トナルモノアゲテ数フベカラズ²⁶⁾

キリスト教は西洋諸国の軍事的侵略の手段として機能しており、西洋諸国は他国を侵略するのに、キリスト教と軍事力の二術をもつてする。先ず人々に厚利を与えて誘惑し、巧みにキリスト教の教えに引き入れた後、軍事力によって他国を侵略する。超然の『護法小品』のキリスト教観と同じく、西洋の軍事的侵略とキリスト教は一對のものとして機能している点を指摘する。

仏教については、まず『仁王経』を引用し、仏教と国家との関係性を説く。

昔我世尊仁王経ヲ説テ曰ク「我是法ヲ以テ国王ニ付属シ、比丘比丘尼優婆塞優婆夷ニ付属セズ、所以ハ如何。王無ケレバ国力建立スル能ハズ」ソレ佛法無上ナリト雖ドモ独立スル能ハズ、国存スルニ因テ法モ亦建立スルナリ彼ノ存セザル此モ亦イヅクンカ傳ワラン、未ダソノ国亡ビテ法ヒトリヨク存スルモノハアラザルナリ²⁷⁾

ここで引用される『仁王経』（『仁王護国般若波羅蜜多経』）は、政教関係の上から真俗二諦を論じ、王法と関連を持たせた經典として注目されるものであり、月性はこれを根拠として仏法と王法との関係性を説き、仏法は国によって存し、国もまた仏法によって興るべきことを説く。そして教と戦とをもつた西洋諸国の侵略から国を護るには「彼既ニ人ノ国ヲ取ル教ト戦トノ二ツヲ以テスレバ我ノ彼ヲ

防グモ亦教ト戦ヲ以テセズンバアルベカラザル也。」とし、戦と教（仏教）とを以って国を護るべきことを主張する。しかしながら、国を護るべきはずの仏教の現状について、次の如く批判する。

ソノ衣ル所ノ方袍衣服ハ錦繡爛熳ニシテ靡麗ヲ窮極セザルナシ。古ヘイフ服莊嚴盛リナルニ過グルハ法ノ衰フル所以ナリ、然ルニ今ノ佛者之ヲ以テ大法繁昌ト云フ。ソレ其ノ何ノ心ナルヲ知ラズ。其費供スル所ノ貨財コレニ檀越門徒ノ膏血ヲ竭シ佛祖ニ奉ル信施ニ所ナク、而シテ瓦ノ如ク棄テ礫ノ如ク擲チ以テソノ驕奢ノ資ニ供シテ、猶ソノ足ラザルヲ苦シミ、利口ノ僧使ヲ諸国ニ差ハシ募緣勸財至ラザル所ナシ。²⁸⁾

今日の僧侶たちは寺觀を豪華にして服裝の莊嚴を尽くすことに熱心であるが、それは門徒が懸命に働いて仏祖に奉げた信施によって成り立っていることを忘れているとし、仏教界の現状を批判する。仏教界の現状を批判するのは超然『護法小品』と同様であるが、月性は更に「スミヤカニ自ラ反省シ過チヲ改メ弊ヲ革メモロモロ服莊嚴ノ国家ニ害アルモノヲ除キテ、我任ズル所ノ教ヲ以テ夷狄ノ邪教ヲ防ギ以テ神州ヲ護ル」と述べ、現状を反省し、改革してこそ、仏教はキリスト教を防ぎ皇国を護ることができると説く。即ち「法ヲ以テ国ヲ護スルハ教ヲヨクセズンバアルベカラズ。」という。そして、超然『護法小品』と同じく孟子の「天ノ時ハ地ノ利ニ如カズ、地ノ利ハ人ノ和ニ如カズ」を引用して、西洋邪教を防ぐには民心を一つにし、宗門が一丸となつてこれに立ち向かうことが重要であると主

張する。では我宗門はどのようにして民心を一つにするのか。月性は、

臣僧郷国ニアリ、門徒ヲ教化スルニ専ラ中興法主作ル所ノ掟ノ文ニ根拠シ、ハジメ他力信心ノ旨ヲ述シテ曰ク、ソレ此信心ハ宗祖聖人勸化ノ本ニシテ、阿弥陀佛大願業力ヲ以テ増上縁トスル、佛願所成ノ真心ナリ。惑ヒ易キ凡夫ノ迷心ニハ非ザルナリ。此信則チ衆生往生ノ正因、凡夫成仏ノ淨業ナルガ故ニ汝等ヨク聴聞シ、内心ニ深藏スルモノ、後生淨土ニ生ヲ得、無上ノ極果ヲ証ル事、固ヨリ論ヲ待タズ。其現世ニアルモ一心堅固、猶金剛ノ如ク然リ。天下誰カヨク之ヲ惑ハシ、之ニ敵スルモノアラシヤ^{③⑦}

といい、蓮如の「掟の文」を根拠とすべきことを述べる。この「掟の文」とは、

抑々當流の他力信心のをもむきをよく聴聞して、決定せしむるひとこれあらば、その信心のとほりをもて心底におさめをきて、他宗・他人に對して沙汰すべからず。(中略) つぎには守護・地頭方にむきても、われは信心をえたりといひて疎略の儀なくいよいよ公事をまたくすべし。又諸神・諸佛・菩薩をもろそかにすべからず。これみな南无阿彌陀佛の六字のうちにこまれるがゆへなり。ことにほかには王法をもておもてとし、内心には他力の信心をふかくたくはへて、世間の仁義をもて本とすべし。これすなはち當流にさだむるところのおきてのをもむきな

りとこころうべきものなり。^{③⑧}

とある蓮如の『御文』等を指している。真宗は神祇不拝を説き、専ら来世的な事柄に関わる宗教と受け取られ、排仏論の矛先とされるが多かったが、これによつて真宗教義には現世的・倫理的な側面があることを強調する意図があった。「掟の文」を根拠として、金剛の如く堅固なる信心を内に蓄えれば、夷狄が迫り来りて、邪教を以つて誘惑しようとも、これに打ち勝つことができるであらう。

そして皇国のために公事を全うする者は、「生テ勤王ノ忠臣トナリ」「死シテ往生成仏^{③⑨}」して「現当一世利益」を得ると結論づける。まさしく真俗二諦の論理内容で結論づけられている。^{④⑩} 超然も『護法小品』において「有_二真俗_一二諦之説、輔_二翼其国政_一、以正_二風俗_一」^{④⑪}と説いたが、月性においては真俗二諦の内容が示され、また真俗二諦論に「勤王」思想が明確にあらわれるようになる。『護法意見封事』は、『護法小品』の論の骨子と似てはいるが、月性においては各議論が一步先に進められ、真俗二諦の教義内容を示すことによって、真宗の教えが排耶・護国・勤王のために有用であることが示される。

五 超然が『護法意見封事』に与えた影響

超然の『護法小品』は、『護法意見封事』が著される一年前に、篠崎小竹・山田梅東・後藤松陰・齋藤拙堂・奥野小山・坂井虎山・鈴木茶溪ら当時の名士の批評を載せて刊行している。『護法小品』の刊行後に、月性はこれを吉田松陰ら知人に送って批評を求め、そ

れらを超然に報告している^⑫。村上磐太郎氏の指摘によると、『護法小品』の批評を求められた坂井虎山は、超然の立論が護法のための護国論となり勝ちである点を指摘しているが、月性の念願は超然の立論を越えることにあったという^⑬。しかしながら、私は超然の立論を超えるだけの準備が月性にあったかどうか疑問を持つ。そこで、月性が広如より召命を受けてから『護法意見封事』を脱稿するまで（安政三年七月―十月）の月性の動向を検討したい。

まず安政三年（一八五六）七月、月性の自坊に本願寺御用僧より御用の儀についての書状が届いた。御用の儀とは、主として広如に時事に関する意見を述べ、意見書を呈することであり、これは超然が広如に月性を推挙したことによって実現したものであった。しかしながらこの時、月性は何のための召命か御用の内容については知らされておらず、月性を含め周囲の人々も、御用の筋を本願寺御堂における法談の類と考えていた^⑭。八月十日、月性は京都に向けて出発し、途中で木原慎斎や江木鰐水のもとを立ち寄り、九月一日に京都に入っている。京都に到着後、月性は直ちに本願寺に到着を報告し、藩政府より許可された出国願いの日限が迫っているので、早々に御用の儀について伺いたいと申し出ている。この時期、月性は叔父周邦から住職を継承したばかりであり、長く寺を空けられない状態にあった。九月九日、月性と面会した御用僧教宗寺は、今回の仕事が一朝一夕で済むような簡単なことではなく、藩政府には日限の延期を申し出、改めて超然と同道で出頭するよう命じている。九月

十三日、月性は超然と面会し、一緒に御用僧教宗寺に会っているが、この時点でも月性はまだ御用の筋について、はっきりとは知らされておらず、自坊で帰りを待つ叔父周邦に宛てた九月十七日付の書状で、月性は次の如く述べている。

何茂此次第なれば百日トモ二百日トモ相分り兼候事故ニ其段早速申下可然候。尚又御用之儀ハ、御門主エ申上置候間追々御仰出サレ可有之と申出ニ御座候（中略）右の次第ニて急ニ帰国モ不相成大当惑仕居候。衣類等も冬物モ不用意ニ至極氣之毒ニ存候。居処モ旅宿ニ居リ切ラレモ不為、右等の事委曲高尚坊様迄御歎出致置候間近日ニ有無の御返答振可有之と相待居候^⑮。

月性は九月十七日の時点でも、御用の筋について詳しく知らされておらず、当初はすぐに御用が済むと考えていたため冬服の用意もしておらず大変困惑していることを書き綴っている。そして御用の委曲については高尚坊様（超然）より近日中に返答があると記されている。居処については、当初は超然が上京した時の定宿であった六条御前通下ル西中筋の金屋孫兵衛方に宿泊していたが、京畿の志士の来訪が相次いだため、超然は月性を当時編纂中であった『真宗法要典拠』増補の掛員という名目で翠紅館に住ませ、勤王の志士との交遊に便宜を図らせている。この時、月性が交遊した志士文人には、梁川星巖・梅田雲浜・野田笛浦・齋藤拙堂・小林良典・伊丹重賢・頼三樹三郎・池内大学等がいた。

未だ九月十七日の時点でも御用の儀について詳しく聞かされてい

なかった月性が、約二週間後の十月一日には『護法意見封事』を脱稿している。この期間中も連日志士たちと交流し、また九月二十三日には叔父龍護が亡くなったため、九月二十四日～九月二十八日の間、大阪に下っている。月性はこのような状況下にあったが、極めて短期間で『護法意見封事』を著し、護国や排耶のために真宗教義が有用であることを示して、仏教界における排耶論の枠組みを打ち立てたのである。しかしながら月性がそれまでに著した書は、主として詩文や海防策に関するものであり、真宗教義に関するものが見当たらない事から判断すると、『護法意見封事』を著す際に、月性を指導した宗学者がいたと考えられる。

九月十六日に月性は杉梅太郎（吉田松陰の兄）に書状を出しているが、その返書である十月二十二日付の杉梅太郎からの書状には次の如く記されている。

御本山御用向も未タ駈と相分り不申由、乍併尋常之事ニハ無之様遠察被仕候、虞淵老師之学ヲ以テ根拠トナシ上人ノ才識辨舌トヲ以テ鼓舞動作被成候ハバ河決ノ勢誰力能之ヲ拒カン、僕窃カニ恐ル天下ノ権尽ク真宗ニ帰セン事ヲ、併し真宗ニテモ僧徒ニテモ何ニテモ尊王攘夷ノ功ガ神州ニテ調候ヘバ誠ニ目出度事候、御勉勵之奉祈候。^⑦

本山の御用向きについて、尋常のことではないと察する。だが「虞淵老師（超然）之学ヲ以テ根拠トナシ」「上人（月性）ノ才識辨舌トヲ以テ」すれば必ずうまくいくであろう。そして真宗にても僧徒に

ても尊王攘夷の功が調えば大変めでたい事であると記されている。月性が極めて短期間で『護法意見封事』を著し、真宗教義が如何にして勤王・護国・排耶のために役立つかを論証し得たのは、超然の指導によって、その学を以て根拠としたことに因るのではないだろうか。覚成寺に所蔵されている月性が超然に宛てて書いた書状の最後には、「弟子月性和南」とあり、月性の宗学上の師は超然であったと考えられる。^⑧

御用の一件は、超然が広如に月性を推挙したことに因るが、超然は既に安政三年六月の時点で御用僧教宗寺や龍護とこの一件について内談しており、かなり前から綿密に準備を進めていた。^⑨私は『護法意見封事』が著される一年前に、超然が『護法小品』を刊行して多くの名士たちに批評を求めたのも、準備の一環として名士たちに理解を求めるため、また自身の護法思想の弱い面を知り、それを月性に教えるためであったと考える。

六 超然と月性が西本願寺教団に与えた影響

超然は早くより広如の知遇を得ており、宗政について広如に建言する機会に恵まれていた。超然は当時の激動の社会に教団が如何に対処して行くべきかについて心をくだき、齋藤拙堂、梅田雲浜などの多くの儒者や志士とも交際して内外の政治的動向に深い関心を示したが、教団中枢には当時まだそれほど政治意識に目覚めた人物がいなかっただけに、超然の存在意義は大きかった。超然は儒者およ

び仏教は互いに和合し、もって邪教の侵入を防ぎ、皇国を守るべきことを力説すると同時に、自身の思想に近い教団人と交わりをもち、その行動を支援すべく広如に献策したのであったが、それが広如によって受け容れられ、これによって、以後教団は政治世界との関わりを持つようになる。^⑤即ち安政三年に超然は月性を広如に推挙し、月性は安政三年（一八五六）十月三日に『護法意見封事』を広如に呈した。この『護法意見封事』は同年中に、『仏法護国論』として刊行され、西本願寺教団における幕末の方針に決定的な影響を与えることになる。月性の意見書に立脚して広如は、文久三年（一八六三）、朝廷に金一万両を献じるとともに勤王主義路線を鮮明に打ち出し、同年二月門末に「勤王の直論」を出した。^⑥これによって宗門の勤王護国、破邪護法の旨趣が示され、以後教団は大きく政治世界との関わりを持つようになった。翌元治元年には五万両の巨費を投じ、朝廷の河東への避難に備えて御幸橋の架設を行い勤王の誠意を示した。次いで慶応四年正月、鳥羽・伏見の戦いが勃発すると、西本願寺は僧俗数百名を動員して御所の警護に当たった。また諸国に急使を派遣して勤王運動を奨励するとともに、討幕の軍資金をはじめ維新政府へしばしば献金を行っている。他教団がなお政治的去就を決しかねていたこの段階において、ひとり西本願寺教団が率先して勤王の旗幟を鮮明にし、討幕に踏み切ったことが、この教団をして明治維新後、日本仏教界改革運動の先頭に立って新政府との折衝に当たるほどにその相対的地位を向上せしめる最大の要因となった。^⑦

また児玉識氏の指摘によると、『本願寺派学史』に「安政年間、或る有志者が、夙に本山の改革を唱へ、明治の初、皇政の維新と共に諸宗に先立て本山の旧制を打破し、而して明治十三年に集会の開設を見るに至りしは、蓋しその結果なるべし」とあるが、ここでいう安政年間の「有志者」とは超然と月性のことであるという。^⑧『護法意見封事』には、広如に対して本山改革を要望している箇所があるが、そこには、

伏シテ願クワ今ヨリ以後大法主益ス智莊嚴ヲ盛ンシ、学徳ヲ
挙ゲ、賢才ヲ用ヒ、言路ヲ開キ、下情ニ通ジ、土木ヲ興サズ、
宮室ヲ高クセズ、賄賂請託ノ道ヲフセギ、以テ諸ノ服莊嚴ノ国
家ニ害アルモノヲ除ケバ、則チ天下ノ門徒（中略）敵愾ノ誠ヲ
生ジ、大挙シテ勤王ノ義ニ赴クモ難カラザルナリ^⑨

とあり、優れた人材をどんどん登用すること、門徒を含めた世俗一般の声に耳を傾けること、不急の土木工事は止め募財を避けること、賄賂請託は断固排すること等、宗門の悪弊を改革することを要求している。この箇所は『仏法護国論』においては削除されているが、『護法意見封事』において重要な部分は、護法・護国・排耶のためにはまず教団改革がその大前提となるということであった。超然と月性が安政年間に本山の改革を唱えたことにより、その後、超然の教えを受けた赤松連城や、^⑩月性の弟子であった大洲鉄然等、その意志を受け継いだ人々によって教団改革は推し進められていくこととなった。

また安政三年（一八五〇）に『仏法護国論』が刊行されたことにより、真俗二諦の教義によってキリスト教に対決し得る姿勢が明示されたことの意義は大きいといえる。安政五年（一八五八）四月八日に学林が本山に出した願書には、「既ニ長崎辺ハ建国已来御厳制之邪宗門改も先見合ニ相成候ニ付、破仏之族ハ此時勢ニ乗し種々流言仕、御弘通之大故障相成候哉ニ承及、誠ニ恐懼仕候事ニ御座候、然ニ御開宗以来、真俗二諦御双行之御化風ニ而、実ニ末世相応之真実教ニ御座候処（下略）」とあり、キリスト教が流入し始め、排仏の勢が増している現状において、わが真宗は開宗以来の真俗二諦の宗風を以て今こそ活躍すべきときであるから、所化一同に護法の志を勧める様にと達書の下付を願っているが、これ以降、学林においては護法活動が活発化し、とりわけキリスト教排斥のための研究が盛んに行われるようになった。その後、この真俗二諦の教義は、明治四年に広如の「御遺訓御書」として全門末に公布され、教団レベルで取り上げられることとなる。この文面には「真俗二諦の法義をあやまらず、現生には皇國の忠良となり（中略）来世には西方の往生をとげ」^⑦とあり、これも『護法意見封事』における主張と密接な関連が考えられる。

おわりに

幕末維新期における真宗排耶論について、その源流にあると思われる超然と月性の排耶論を取り上げて検討し、両者の思想的関連性

を若干指摘した。仏教界の中にあつて真宗教団が最も意欲的に排耶活動に取り組んだ理由として、柏原祐泉氏は先に述べたように、真宗の弥陀一仏に帰依する一向性とキリスト教の唯一神信仰との外見的類似性が、真宗批判の武器として用いられていたこと、寺領などを持たない真宗教団の経済生活が専ら檀家組織に依存していたこと、キリスト教が地動説を用いて須弥山説を否定したことの三つの理由^⑧を挙げていたが、私は教団が積極的にキリスト教対策に乗り出すことが出来た最大の理由は、『護法意見封事』が『仏法護国論』として刊行されたことにより、真俗二諦の教義によって、キリスト教に対して教義で対決し得る姿勢が整えられたこと、またこれによって、広如が「勤王の直論」を発し、勤王護国、破邪護法という教団の方向性が逸早く示されたことに因ると考える。幕末維新期における真宗排耶論の多くが護法・護国・排耶という枠組みを以って著されたことも、本書が刊行され、その枠組みが提示されたことによる影響が極めて大きいといえる。

本書は排耶論としての側面だけでなく、「護法」のためには「教ヲヨクセズンバアルベカラズ」として教団改革を訴え、明治以後の教団改革の基となったこと、また勤王護国を主張して以後教団が勤王路線を歩み、政治世界と関わりを持つ要因となった点においては、西本願寺教団の動向に極めて大きな影響を与えたといえる。その思想の源流には超然と月性の思想があつた。

小論は平成十九年度山内慶華財団の援助による研究成果の一部で

ある。執筆にあたり、この場をかりて関係者に甚深の謝意を表したい。

註

- ① 柏原祐泉『護法思想と庶民教化』（『近世仏教の思想』 日本思想大系五七 岩波書店 一九七三）五四五頁
- ② 海原徹『月性』ミネルヴァ日本評伝選（ミネルヴァ書房 二〇〇五）二二二頁
- ③ 同志社大学人文科学研究所編『排耶論の研究』（教文館 一九八九）一九五頁
- ④ 柏原祐泉『真宗史仏教史の研究』Ⅲ近代篇（平樂寺書店 二〇〇〇）三二一～三三三頁
- ⑤ 『学林万検』卷十七（『龍谷大学三百五十年史』史料編第二巻 龍谷大学 一九八九）三七六頁
- ⑥ 『学林万検』卷十七（『前掲書』三七八頁）
- ⑦ 『学林万検』卷二十一（『前掲書』五四八～五四九頁）
- ⑧ 徳重浅吉『維新政治宗教史研究』（歴史図書社 一九七四）二八八～二八八頁参照。
- ⑨ 『学林万検』卷二十三（『前掲書』六〇六頁）
- ⑩ 『学林万検』卷二十三（『前掲書』六一八頁）
- ⑪ 『学林万検』卷二十三（『前掲書』六一七頁）
- ⑫ 柏原祐泉『護法思想と庶民教化』（『前掲書』五四五頁）
- ⑬ 柏原祐泉『前掲』五四五～五四六頁
- ⑭ 同志社大学人文科学研究所編『前掲書』三四八頁
- ⑮ 宮崎圓遵『本願寺派勅皇僧事績』（大乗文化協会 一九四四）、共同研究『覚成寺超然とその資料の調査報告』（『仏教文化研究所紀要』第十二集 一九七三）、赤松徹真『幕末維新期におけるキリスト教批判の一断面―本願寺教団の動向と超然を中心として―』（『仏教文化

研究所紀要』第十九集 一九八〇）、井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』（永田文昌堂 一九七九）に依る。

⑬ 広如は河内顕証寺の暉宣の子であり、顕証寺は天津近松別院と因縁が深かったため、広如は度々大津に往来し、同じく大露庵晃廷に就いて和歌を学んでいた。

⑭ 宮崎圓遵『前掲書』三坂圭治監修『維新の先覚 月性の研究』（マツノ書店 一九七九）、海原徹『前掲書』に依る。

⑮ 児玉識『月性と真宗教団』（三坂圭治監修『前掲書』七五頁）

⑯ 海原徹『前掲書』四八頁

⑰ 超然『護法小品』八丁右（華雲閣藏 安政二年刊行 龍谷大学大宮図書館蔵）

⑱ 海原徹『前掲書』二二二頁

⑲ 超然『前掲書』三丁左～四丁右

⑳ 超然『前掲書』三丁左

㉑ 海原徹『前掲書』二二三頁

㉒ 超然『前掲書』四丁右

㉓ 超然『前掲書』七丁右

㉔ 超然『前掲書』七丁左

㉕ 超然『前掲書』五丁左

㉖ 月性『護法意見封事』（利井興隆『国体明徴と仏教』一味出版 一九三六）九八頁

㉗ 月性『前掲書』九六～九七頁

㉘ 福岡光超『真宗における「真俗二諦」の形成』（二葉憲香博士古稀記念『日本仏教史論叢』永田文昌堂 一九八六）

㉙ 月性『前掲書』一〇二頁

㉚ 月性『前掲書』一〇二～一〇三頁

㉛ 月性『前掲書』一〇四頁

㉜ 月性『前掲書』一〇四頁

㉝ 月性『前掲書』一〇四頁

㉞ 月性『前掲書』一〇九頁

- ③⑦ 月性『前掲書』一〇五頁
- ③⑧ 『真宗聖教全書』三卷 列祖部 四三四頁
- ③⑨ 月性『前掲書』一一一頁
- ④① 福間光超『前掲論文』
- ④② 超然『前掲書』三丁左
- ④③ 立泉昭雄『贈正四位月性上人年譜』(三坂圭治監修『前掲書』二二二頁)
- ④④ 村上磐太郎『月性と秋良敦之助』(三坂圭治監修『前掲書』二〇二～二〇三頁)
- ④⑤ 立泉昭雄『前掲書』二四～二六頁、海原徹『前掲書』二二一～二二九頁、宮崎圓遵『前掲書』四五～六六頁に依る。
- ④⑥ 安政三年二月に本山御用僧より「月性御堂法談ニ付出勤達書」が届くがこの時、月性は何らかの事情でこれを断っており、再び本山から法談の要請が届いたと考えていた。
- ④⑦ 『書簡集』二(海原徹『前掲書』二二一～二二四頁)
- ④⑧ 「杉梅太郎より月性上人宛書状」安政三年十月二十二日付(山口県柳井市遠崎妙円寺蔵)
- ④⑨ 「妙円寺月性より超然宛書状」(滋賀県東近江市福堂町覚成寺蔵)
- ④⑩ 立泉昭雄『前掲書』二四頁、超然『日記』其三十七『丙辰日録』安政三年(滋賀県東近江市福堂町覚成寺蔵)によると、六月十三日「過『教宗』内談、月性一件」とある。
- ⑤① 兒玉識『前掲書』七五頁
- ⑤② 『真宗史料集成』第六卷(同朋舎 一九八三)二三九頁
- ⑤③ 兒玉識『前掲書』九七頁
- ⑤④ 兒玉識『前掲書』六七頁
- ⑤⑤ 月性『前掲書』一一一～一一三頁
- ⑤⑥ 覚成寺の別業である柳荷荘(滋賀県東近江市福堂町)には、赤松連城の撰文になる碑「高尚院超然師碑」があり、そこには「徴連城為之銘、連城以屢謁公親受其教誨也、誼不能忘、因謹述其行而銘之」

とある。

- ⑤⑦ 『学林万檢』卷十七(『前掲書』三七六頁)
- ⑤⑧ 『真宗聖教全書』五卷 拾遺部 下 七七七頁
- ⑤⑨ 柏原祐泉『前掲書』III近代篇 三三二～三三三頁

末筆ながら、滋賀県東近江市覚成寺様、並びに山口県柳井市妙円寺様には、史料閲覧等、御高配賜りましたこと、この場をかりて厚く御礼申し上げます。